



# 【 令和5年度の税制改正について 】

(法人県民税・事業税、特別法人事業税関係)

## 1 加算金制度の改正

令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する法人事業税及び特別法人事業税について、次のとおり加算金制度が改正されました。

### (1) 不申告加算金の割合の改正

不申告加算金の割合について、納付すべき税額のうち300万円を超える部分が30%に引き上げられました。(地方税法第72条の46第4項)

納付すべき税額の区分	【改正前】 不申告加算金の割合	【改正後】 不申告加算金の割合
50万円以下	15%	15%
50万円超300万円以下	20%	20%
300万円超		30%

(※) 上の表にかかわらず、更正又は決定があることについて予知されたものでない期限後申告及び修正申告又は法人税について更正若しくは決定を受けてから1月以内に修正申告を提出した場合は不申告加算金の割合は5%となります。

### (2) 一定期間繰り返し行われる不申告行為に対する不申告加算金等の加重措置

期限後申告等をした前年及び前々年度において不申告加算金又は重加算金(※)を決定すべきと認められる場合に、不申告加算金又は重加算金(※)の割合に10%加重する措置が追加されました。(地方税法第72条の46第5項第2号及び第72条の47第3項第2号)

具体的には、3期分以上の不申告行為を一度に是正する場合に加重措置が適用されます。

(※) 不申告加算金に代えて課せられる重加算金に限ります。

#### (例) 5期分の不申告行為を一度に是正する場合

	【改正前】 不申告加算金の割合	【改正後】 不申告加算金の割合	【改正前】 重加算金の割合	【改正後】 重加算金の割合
N年3月期	15%	15%	40%	40%
N+1年3月期				
N+2年3月期		25% (15%+10%)		50% (40%+10%)
N+3年3月期				
N+4年3月期				

(※1) 上の表にかかわらず、更正又は決定があることについて予知されたものでない期限後申告及び修正申告又は法人税について更正若しくは決定を受けてから1月以内に修正申告を提出した場合は不申告加算金の割合は5%となります。

(※2) 上の表に加えて、納入すべき税額が50万円を超える場合の不申告加算金の割合は(1)が適用されます。

(※3) 過去5年以内に不申告加算金又は重加算金を徴収された者が再度、不申告又は仮装隠蔽行為に基づく修正申告等をした場合の加重措置といずれかひとつが適用されます。

## 2 残余財産が確定した通算子法人の確定申告書の提出期限の見直し

通算子法人の残余財産が確定の日が通算親法人の事業年度終了の日と一致する場合、その通算子法人の確定申告書の提出期限はその事業年度終了の日から2月以内（※）とされました。

また、その通算子法人の残余財産が確定の日の事業年度にも法人事業税の確定申告書の提出期限の延長が適用されます。

この改正は、令和5年4月1日以後に提出期限が到来する法人事業税の確定申告書について適用されます。

（※）改正前は、事業年度終了日から1月以内（1月内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときはその前日まで）

## 3 地方税共通納税システムの納付方法の拡大について

令和5年4月から、共通納税システムの支払方法が増え、クレジットカードを利用した納付が可能になりました。※納付額に応じてシステム利用料がかかります。

### （1）納付方法

- ①ダイレクト納付
- ②ATM・インターネットバンキングによる納付
- ③クレジットカードによる納付

（2）クレジットカードによる納付方法については、下記のeLTAXホームページを御覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/sousa/creditcard/>

### お知らせ

## eLTAXによる 電子申告・納税の 御利用をお願いいたします。



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっちゃん

金融機関窓口等に  
出向くことが不要！

納付書の印刷が不要なので  
ペーパーレスが可能！

全都道府県・市町村へ  
一括納税可能！

県の公金を取り扱っていない  
金融機関からも納税可能！

インターネットバンキング、クレジットカード  
納付またはダイレクト納付が利用可能！

### 「ダイレクト納付」が便利です！

ダイレクト納付とは・・・事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納税する方法

- 納付日の指定が可能
- 代理人に依頼して納税が可能

埼玉県税務課ホームページから、申告書、届出書、納付書等の様式がダウンロードできます。また、各県税事務所のご案内や、県税に関する情報を掲載していますのでご利用ください。

埼玉県 くらしと県税 ダウンロード

検索



埼玉県のマスコット「コバトン」